

職員のための 協働Q&A



平成27年4月

府中市

はじめに

本市では、平成26年4月から協働を基軸とした第6次府中市総合計画をスタートし、同年5月には、「府中市市民協働の推進に関する基本方針」を策定するなど、市民との協働による「みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち」の実現に向けた取組を進めています。その取組の一つとして、管理職及び一般職員を対象とした「市民協働の推進のための職員研修」を実施し、協働に係る職員の理解を深めるとともに、意識の高揚を図り、市民との協働を積極的に推進する職員の育成に努めています。

この「職員のための協働Q&A」は、平成26年度に一般職員を対象に実施した研修において、市民協働を推進する際の疑問や課題、これらに対する回答案等を研修生自らがグループワークを通じて検討し、その成果を市民活動支援課が取りまとめ、編集したものです。

市民との協働を推進するためには、市民の皆様にご理解をいただくことはもちろん、何より職員一人ひとりが協働について正しく理解し、積極的に取り組むことが必要であることから、この「職員のための協働Q&A」が多くの職員に活用され、協働に関する疑問の解消や、市民との協働によるまちづくりに向けた第一歩へとつながることを願っています。

最後に、「職員のための協働Q&A」の作成にあたりご協力いただいた研修生の皆様に、心よりお礼申しあげます。

平成27年4月

市民協働推進本部市民活動支援課

目次

第1章 協働って何？

●協働って何？

- Q1 協働って何ですか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- Q2 なぜ協働は必要なのでしょう？・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

●どのような効果やメリットがあるの？

- Q3 協働をすることにより、どのような効果がありますか？・・・・・・・・3

●デメリットはないの？

- Q4 協働によって時間や労力、費用がかかるなど、負担は増えませんか？・・・・4
- Q5 市民から、協働の名を借りた事業の経費削減と思われませんか？・・・・4

第2章 協働をはじめよう！

●協働の第一歩！

- Q6 協働するための“はじめの一歩”は？・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

●事業を見つけよう！

- Q7 協働に適している事業はどのように見つけますか？・・・・・・・・・・5
- Q8 協働事業は誰が提案するのですか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

●相手を探そう！

- Q9 協働相手には、どのような人たちがいますか？・・・・・・・・・・6
- Q10 どうやって協働相手を探せばいいですか？・・・・・・・・・・7
- Q11 協働事業の相手方として、個人と協働で事業を実施することはできますか？・・・・7
- Q12 協働相手を選定する基準は、どのように設定すればいいですか？・・・・7
- Q13 どの段階から協働相手を交えて、事業を進めていけばいいですか？・・・・8

●役割分担をしよう！

- Q14 協働相手にも余裕がない状況で、どのように役割分担をすればいいですか？・・・・8
- Q15 どのように win-win の関係をつくれればいいですか？・・・・8
- Q16 協働相手に事務局の役割を託すことはできますか？・・・・9
- Q17 市が事務局になることで、協働相手が市に依存することはありますか？・・・・9

第3章 協働の途中で

●協働を進める中で

- Q18 目的や方向性、目標の認識にズレが生じた場合、どう一致させればいいですか？・・・・10
- Q19 協働事業の効果を享受する市民や地域に、偏りは生じませんか？・・・・10
- Q20 団体内部の年齢構成の偏りにより、協働の効果に差は生じませんか？・・・・10

●トラブルが起きたら

- Q21 事故や問題が起きたときの責任の所在はどうしますか？・・・・11

●こんな時どうする？

- Q22 協働相手に対して、どれだけ意見できますか？・・・11
- Q23 個人情報について、どう取り扱えばいいですか？・・・11
- Q24 協働のモチベーションの保ち方は？・・・12

第4章 協働が終わったら

●評価・見直しをしよう！

- Q25 協働事業の評価・見直しを行うタイミングは？・・・13
- Q26 協働事業の成果は誰が、どのように評価すればいいですか？・・・13
- Q27 協働で実施した事業が成果を得られない場合、どう対応すればいいですか？・・・14
- Q28 一度はじめた協働事業を廃止することはできますか？・・・14

●事業を継続するために

- Q29 特定の協働相手と協働で事業を続けても問題はありますか？・・・14
- Q30 市の担当者が変わっても関係性を維持するためには、どうしたらいいですか？・・・14
- Q31 より優れた協働相手が現れた場合、どのように変更すればいいですか？・・・15
- Q32 既存の協働事業に加わりたい協働相手がいたら、どのように対処すればいいですか？・・・15
- Q33 協働相手の能力をさらに発揮してもらうには？・・・15

第5章 予算・費用について

- Q34 費用がかかるものは、予算が確定してからでないとはじめられないのですか？・・・16
- Q35 事業に必要な費用はどのように積算し、予算に計上すればいいですか？・・・16
- Q36 協働事業によって得られた利益は、どのように取り扱えばいいですか？・・・16

第6章 協働を推進しよう！

●職員に向けて

- Q37 周囲の職員の意識を向上させるには、どうしたらいいですか？・・・17
- Q38 職場の理解をどのように得ますか？・・・17
- Q39 他課と協働で事業を実施したい場合は、どうすればいいですか？・・・17

●全体に向けて

- Q40 協働の必要性を、市民にどのようにアピールすればいいですか？・・・18
- Q41 市民に負担を感じさせず、達成感ややりがいを感じてもらうにはどうすればいい
ですか？・・・18
- Q42 協働全般に関する疑問などについて、庁内で相談できる窓口はどこですか？・・・18

- ◆Q&A作成メンバー・・・19

第1章 協働って何？

◆協働って何？

Q1 「協働って何ですか？」

A1 「協働とは、市民や市内で活動している様々な団体、企業、市役所など、異なる立場の人たちが、それぞれの得意分野を生かし、協力して地域の様々な問題を解決することです。」

なお、「府中市市民協働の推進に関する基本方針」では、協働の定義を、「多様で多層な主体が情報を共有し、相互の立場や特性を認めつつ、対等の立場で、それぞれの役割を果たし、共通する課題の解決や社会的な目的の実現に向けて、公益的な価値を相乗的に生み出すため、連携・協力すること」としています。

Q2 「なぜ協働は必要なのでしょう？」

A2 「協働が必要な理由は、多様な主体が関わることによる相乗効果が期待できることや、市だけではできないきめ細かい分野や多様化する市民ニーズに応え、より質の高い市民サービスを提供することができるからです。」

少子高齢化による地域を支える活動の担い手の減少や、ライフスタイルの変化による価値観の多様化、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、その課題はますます複雑化・多様化しています。

こうした状況の中、市だけで地域課題の解決や多様なニーズに応じた公共サービスを提供するには限界があり、市民と市が役割分担のもとに、それぞれの得意分野で力を発揮しながら協働してまちづくりに取り組んでいく必要があります。

◆どのような効果やメリットがあるの？

Q3 「協働をすることにより、どのような効果がありますか？」

A3 「協働をすることによって得られる効果は、事業内容や協働相手などによって様々です。」

例えば、市民については、協働によってニーズに沿ったきめ細かいサービスを受けることができます。また、事業に参加することにより、新たな人との出会いや生きがいがいづくりにつながるといった効果が期待できます。

また、自治会、NPO団体、企業、教育機関などについては、団体の認知度の向上や活動機会の増大など、それぞれの主体において、様々な効果が見込まれます。



◆デメリットはないの？

Q4 「協働によって時間や労力、費用がかかるなど、負担は増えませんか？」

A4 「時間や労力、費用など、負担が増える場合もあります。」

新しく協働で事業をはじめるときは、協働相手との間で、目的や目標の共有に必要な話し合いや会議、連絡、事務手続など、多くの時間や労力がかかります。

しかしこれらの時間や労力は、当該事業を軌道に乗せ、将来的に質の高いサービスを効果的に提供するためには、必要なものではないでしょうか。

また、費用については、事業の内容によっては当然発生する場合がありますが、双方の得意分野を生かした役割分担を十分に協議した上で、どのような費用がかかるか、そして双方がどのように費用を負担するのかについて決める必要があります。

そうすることによって、どちらか一方に負担が集中することなく、効果的・効率的に事業を実施することができます。

Q5 「市民から、協働の名を借った事業の経費削減と思われませんか？」

A5 「協働の名を借った事業の経費削減と思われないように、きちんと伝えましょう。」

協働の目的は、多様な主体がそれぞれの得意分野を生かすことにより生まれる相乗効果によって、より良いまちづくりを実現することにあります。

もちろん、協働により目的を達成した場合における一つの効果として、経費の削減につながる場合もあると考えられますが、それが目的となってしまうはいけません。

このため、協働事業に取り組む際には、何のために協働するのか、協働によってどのようなメリットがあるのかなどについて、市民に誤解のないように伝える必要があります。



第2章 協働をはじめよう！

◆協働の第一歩！

Q6 「協働するための“はじめの一步”は？」

A6 「解決すべき課題があるか、協働で実施する必要があるかを考えてみましょう。」

協働は、より良いまちづくりのための「手段」です。まずは、解決すべき課題があるか、そしてその解決策として実施を企画している新規事業や、協働事業化を検討している既存事業が、協働で実施すべき事業なのか、考えてみましょう。その上で、協働で実施した方が高い効果が得られる場合は、協働相手を見つけ、事業を協働で実施できないか相談しましょう。

ただし、「何でも協働すればよい」というわけではないため、市が単独で実施するよりも具体的な相乗効果や成果が期待できるかを考えることが必要です。

【まずは、この2項目をチェック！】

- ☑ 地域課題や市民のニーズを踏まえているか
- ☑ 協働で実施することにより、市が単独で実施するよりも、具体的な相乗効果や成果が期待できるか

◆事業を見つけよう！

Q7 「協働に適している事業はどのように見つけますか？」

A7 「市民の声や、日頃感じている課題などから適している事業を見つけましょう。」

協働に適している事業とは、協働相手と市が、双方の知識や経験、特性などを効果的・効率的に活用することにより、市単独で実施するよりも相乗効果が見込める事業です。

そのため、性質上、次の4項目に当てはまる事業が適していると想定されます。

【協働に適している事業とは？】

- ☑ きめ細やかで柔軟な対応が求められる事業
- ☑ 専門性・先駆性が求められる事業
- ☑ 広く市民が参加することが求められる事業
- ☑ 地域の実情に合わせて実施することが必要な事業

協働は、法令で禁じられているものを除き、どのような事業にも取り入れることができます。まずは、市民からの要望や意見などから市民ニーズを把握し、サービスの向上につながるヒントはないか、そして自分自身の身の回りに課題がないか確認してみましょう。なお、現在実施している事業の見直しや洗い出しをすることも、協働事業の発見につながります。

Q8 「協働事業は誰が提案するのですか？」

A8 「協働事業は市民や市どちらか一方が提案をするのではなく、どちらからでも提案をすることが出来ます。」

市職員については、日頃の市民対応や仕事の中で「協働できそうな気付き・ヒント」を見つけたら、前向きに協働事業化を検討していきましょう。迷ったときは、お気軽に市民活動支援課にご相談ください。

なお、市民活動支援課では、平成27年度よりスタートした「府中市市民協働推進行動計画」に基づき、市民と市の双方が提案できる環境を整備するため、「市民提案型協働事業提案制度」と「行政提案型協働事業提案制度」を実施していきます。

◆相手を探そう！

Q9 「協働相手には、どのような人たちがいますか？」

A9 「協働相手には、住民だけではなく、事業者、在勤者、在学者及び市内で活動する方々や団体など、広い意味での“市民”がいます。」

なお、「府中市市民協働の推進に関する基本方針」では、協働相手を、次のようにさらに詳しく位置づけています。

【協働できる相手】

- 1 市民（市内に住み、働き、学び、又は活動する全ての人）
- 2 各活動団体
 - (1) 地縁型活動団体（自治会・町内会、コミュニティ協議会、自治会連合会等）
 - (2) 目的型活動団体（NPO・ボランティア団体、社会教育関係団体、各種任意団体等）
 - (3) 教育機関（小・中学校、高等学校、専門学校、大学等）
 - (4) 事業者（企業、自営業者、商工会議所、商店街連合会、金融機関、各種法人、事業者団体等）



Q10 「どうやって協働相手を探せばいいですか？」

A10 「スムーズに協働相手を見つけられるように、日頃から情報収集をして、市内でどのような市民が活動しているか調べておきましょう。」

単独課で事業を実施する場合は、日頃から情報収集に努め、市内でどのような市民が活動しているのか調べておくことでスムーズに協働相手を探することができます。

複数課で協働事業を実施する場合は、既に協働事業を実施している部署の情報を把握したり、関わりのある協働相手を紹介してもらいましょう。

探し方が分からない場合や見つからない場合は、お気軽に市民活動支援課にご相談ください。なお、NPO・ボランティア団体を探している場合は、府中NPO・ボランティア活動センターで登録団体を紹介することができます。

Q11 「協働事業の相手方として、個人と協働で事業を実施することはできますか？」

A11 「協働によるまちづくりは一人からでも参加することができるため、個人と協働で事業を実施することはできます。」

協働事業というと、多くの人に関わる“大規模”なイメージがあるかもしれませんが、例えばごみの分別排出などのような身近な例や、市の政策形成過程への参画や実行委員会・協議会の委員としての協働など、個人と市とが協働する事例には様々なものがあります。

そのため、市民一人ひとりがまちづくりの主役であることを理解してもらい、「自分たちでできることを、自分たちでやってみる」というところから、積極的に関わってもらえるようにしましょう。

Q12 「協働相手を選定する基準は、どのように設定すればいいですか？」

A12 「協働相手の活動目的や活動実績、財務状況、会員数など、事業を遂行する能力があるかどうか総合的に判断するための基準を設定しましょう。」

協働相手の選定基準は事業の内容や性質ごとに異なることから、事業を実施する上で協働相手に求める基準を紙に書き出してみるなど、それぞれの事業に合った相手選びを工夫することが必要です。

なお、協働相手の選定は、公平性を期すために広く公募することが望ましいですが、事業の目的と内容によっては、相手方が最初から限定されることもあります。

Q13 「どの段階から協働相手を交えて、事業を進めていけばいいですか？」

A13 「目的を共有し、協働で事業ができないか相談するところから進めていきましょう。」

協働事業を実施するまでの流れは、A6で記載のとおり、①「解決すべき課題を発見し」、②「協働で実施すべき事業であると判断」した場合は、③「協働相手を探し、一緒に事業ができないか相談」をします。

そのため、協働相手を交えるのは、③以降において、共通の課題解決のための目的を共有し、協働で事業を実施することができるかどうか相談をするところから進めていきましょう。

◆役割分担をしよう！

Q14 「協働相手にも余裕がない状況で、どのように役割分担をすればいいですか？」

A14 「事業開始前にできることやできないこと、また、得意なことをお互いに出し合うなど、十分に打合せを行い、役割分担表を作成して役割を明確にしておきましょう。」

協働事業は市または協働相手のどちらか一方が主導して実施することがありますが、実際に事業を進めていく中でどちらか一方に事務が集中してしまうなど、役割分担がうまくいかない場合があります。そのときは、あらためて何が阻害要因となっているか、改善案はないか話し合った上で、気持ちよく事業ができるように努めましょう。

協議をした上で、改善等を行ってもうまくいかない場合は、協働により事業を実施する効果が見込めない可能性があることから、次年度の実施に当たって再度検討し直すことが必要です。

Q15 「どのように win-win の関係をつくれればいいですか？」

A15 「それぞれの得意分野を生かした役割分担によって相乗効果が生まれるように、相互に理解し合える関係をつくっていきましょう。」

協働で事業を実施すると相乗効果が生まれ、A3で記載したとおりの効果をそれぞれの主体が得ることができるというメリットがあります。そのため、win-win の関係をつくるためには、事業実施により市民や市はもちろん、協働相手にもメリットがあることが必要です。

まずは、市と協働相手で共通の課題解決に向けた「目的を共有」し、双方の特性や得意・不得意なことなどについて「相互に理解」できるよう努め、相乗効果が生まれるよう適切な役割分担をしながら win-win の関係をつくっていきましょう。

Q16 「協働相手に事務局の役割を託すことはできますか？」

A16 「常に連絡のとれる窓口体制をとることができれば、事務局の役割を託すことができます。」

協働相手の中には常勤の事務局職員を置いていないところもありますが、常に連絡のとれる人が窓口を担当したり、会計担当者や総務担当者など役割に応じた窓口を設置するなどの体制をとることができれば、事務局の役割を託すことができます。そのためには、市と協働相手との間でしっかりと情報共有をしながら事業を進めていくことが重要です。

なお、相手に事務局の役割を託すことが適切でないと判断した場合は、無理に任せるのではなく、役割分担を再考しましょう。



Q17 「市が事務局になることで、協働相手が市に依存することはありますか？」

A17 「話合いの下、役割分担を明確にすれば依存されることはありません。」

協働相手が市に依存する原因は、相手が自分の役割を正確に認識できずに、“市は要望を叶えてくれる立場である”と感じてしまっているからではないでしょうか。たとえ市または協働相手のどちらか一方が事務局であったとしても、双方が対等な立場の“協働の主体”であるという意識の下、どこまでを市が行い、どこからを相手が行うか、事業実施前に役割分担表を作成し、役割を明確にしておく必要があります。

協働のパートナーはお互いに育み合う関係性にあることから、双方が主体的に事業を進め、相乗効果を生み出せるようにしましょう。

第3章 協働の途中で

◆協働を進める中で

Q18 「目的や方向性、目標の認識にズレが生じた場合、どう一致させればいいですか？」

A18 「“目的共有の原則”に基づき、事業実施前に目的や方向性、目標について協働相手と話し合い、認識を一致させた上で事業を進めていきましょう。」

協働の進め方には「目的共有の原則」があり、協働事業を実施する際は、地域課題の解決や社会的な目的の実現に向けて、公益的な価値を相乗的に生み出すために協働することを相互に理解・認識する必要があります。そのため、事業の途中で目的や方向性、目標の認識にズレが生じないように、事業実施前に十分に話し合いを行い、しっかりと認識を一致させた上で、事業を進めていきましょう。

万一、認識にズレが生じ、意見が対立してしまった場合は、当初設定した共通の目的等を見直し、認識のズレの原因究明を図りながら、再度一致させることができるようにしましょう。

Q19 「協働事業の効果を享受する市民や地域に、偏りは生じませんか？」

A19 「協働事業の効果を享受する市民や地域に、偏りが生じる場合もあります。」

幅広い地域や世代の市民を対象とした事業がある一方で、事業内容によっては、特定の地域や世代を対象とする事業もあることから、協働事業の効果を享受する市民や地域に偏りが生じることは当然あり得ることです。

もちろん、過度な偏りが生じないように配慮することは大切ですが、市内には地域や世代ごとに異なるニーズと課題があるため、1つの事業で全ての市民ニーズに応えようとするのではなく、それぞれの地域や世代のニーズに合った事業の実施を目指していきましょう。

Q20 「団体内部の年齢構成の偏りにより、協働の効果に差は生じませんか？」

A20 「年齢構成の偏りが、協働の効果に差を生じさせるとは一概には言えません。」

偏った年齢層の人で協働事業を実施することにより、事業の効果も偏ったものになるとは一概には言い切れませんが、幅広い世代の人々が事業に加わり、多様な意見や視点を事業に反映することができれば、さらなる相乗効果が期待できるでしょう。

ただし、事業の内容や性質によっては、特定の世代の方の意見を多くもらうことが有効な場合や、そもそも参加できる世代が限定される場合があります。

それぞれの事業に合った協働相手を見つけながら、まずは「できる人からはじめてもらう」という姿勢で進めていき、徐々に年齢層の幅を広げていけるようにしましょう。

◆トラブルが起きたら

Q21 「事故や問題が起きたときの責任の所在はどうしますか？」

A21 「リスク分担をあらかじめ決めておき、責任の所在を明確にしておきましょう。」

事故や問題が起きる前に起こりうるリスクを想定し、あらかじめ協働相手と十分に協議をして、リスク分担を協定書などで明確に決めておきましょう。基本的には、市に責任のあるものは市が、団体に責任のあるものは団体が責任を負うこととなりますが、責任の所在が明確に分けられないものに関しては、どちらか一方が窓口となり、情報共有をしながら協議を進めていきましょう。

起こってしまった事故などの原因や今後の改善案は相互に共有しつつ、想定外の事故・問題が発生した場合は、お互いに誠意を持って協議をすることが大切です。



◆こんな時どうする？

Q22 「協働相手に対して、どれだけ意見できますか？」

A22 「お互いを尊重し合いながら、積極的に意見交換をしましょう。」

対等な立場である以上、事業をより良いものにしていくためには、気付いた点や意見は、お互いを尊重し合いながら積極的に意見交換をしていきましょう。どうしても意見が対立してしまう場合は、A18で記載のとおり、当初設定した目的等を見直し、再度認識を統一させるため、十分に話し合う機会を設ける必要があります。

ただし、市民主体で行う協働事業の場合は、市が介入しすぎることによって協働相手の自主性が損なわれる可能性もあることから、相互の意見を尊重しながら必要に応じて述べるようにしましょう。

Q23 「個人情報について、どう取り扱えばいいですか？」

A23 「“府中市個人情報の保護に関する条例”に基づき、取り扱しましょう。」

協働で事業を実施する際は、協働相手と個人情報を共有する必要がある場合があります。そのときは“府中市個人情報の保護に関する条例”に基づき、情報の取扱いに十分に注意しながら進めましょう。また、情報をどのように扱うか、あらかじめ協働相手と基準や取決めを設けておくことも必要です。



Q24 「協働のモチベーションの保ち方は？」



A24 「やりがいや達成感など、協働による相乗効果を実感できるように工夫しましょう。」

モチベーションを保つためには、やりがいや達成感、楽しさなど、協働による効果を実感できるように工夫をしていくことが大切です。事業の途中であれば、自分が携わっている協働事業の実施により、どのような効果やメリットがあるのか、そして事業の目的を意識しながら、進捗状況を確認して事業を進めていきましょう。

第4章 協働が終わったら

◆評価・見直しをしよう！

Q25 「協働事業の評価・見直しを行うタイミングは？」

A25 「評価・見直しを行うタイミングには、予算編成の時期や事業終了後などがあります。」

協働事業をより良いものとするため、あらかじめそれぞれの事業ごとに評価・見直しを行うタイミングを決めておく必要がありますが、予算編成の時期や事業終了後が1つのタイミングであるでしょう。また、事業期間を要するものについては、事業の途中で中間見直しを実施することも有効です。

Q26 「協働事業の成果は誰が、どのように評価すればいいですか？」

A26 「協働事業の評価方法には、“自己評価”と“第三者評価”があります。」

「自己評価」とは、事前に設定した目標や協働の6つの原則と照らし合わせて、達成することができたかどうか、市と協働相手が相互に自己評価をし、それぞれが気付いたことや反省点、今後の改善方法などについて振り返りを行うものです。

また、「第三者評価」とは、事業の受益者や第三者からの外部評価を行うものです。

評価にあたっては、自己評価は必須ですが、第三者の客観的な視点から評価をすることで、市民の目線に立ったより効果的な事業にすることができることから、両方の評価方法を用いる必要があるでしょう。

なお、市民活動支援課では平成27年度から市民や学識経験者などで構成する「府中市市民協働推進会議」を設置し、協働の推進に関する取組の進捗状況などについて評価・検証を行っていきます。

【協働の原則】

- 1 目的共有の原則
- 2 対等の原則
- 3 相互理解の原則
- 4 自主性尊重・自立化の原則
- 5 評価の原則
- 6 情報公開の原則

(詳細は「府中市市民協働の推進に関する基本方針」)

Q27 「協働で実施した事業が成果を得られない場合、どう対応すればいいですか？」

A27 「協働相手と協議をして原因の究明を図り、解決策や改善案を考えましょう。」

なお、協議内容を踏まえた改善案や解決策を試しても一定期間成果が得られない場合は、協働で事業を実施する必要があるかどうかを含め、事業に合った進め方や取組方法について、再度検討してみましょう。

Q28 「一度はじめた協働事業を廃止することはできますか？」

A28 「協働で事業を実施する必要がない場合は、廃止することができます。」

協働事業を廃止する場合には、「成果があり、課題解決が図られた場合」と「事業の効果が得られない場合」などがあります。一定期間が経過しても成果や効果が得られない場合は、まずは協働相手と事業の進め方や目標の設定などについて見直しを行い、解決策や改善案を試みましょう。

協働は「手法」であり「目的」ではないため、何でも協働で実施すればいいという訳ではありません。そのため、協働という手法を用いることや事業を継続する必要がない場合は、双方が納得できる形で事業の廃止に向けた協議を進めましょう。

◆事業を継続するために

Q29 「特定の協働相手と協働で事業を続けても問題はありませんか？」

A29 「市民ニーズに応え、事業の目的を達成することができれば、問題はありません。」

特定の協働相手と協働で事業を続けると、依存や馴れ合いの関係になってしまい、判断力が低下することによって、事業の質の低下や課題解決が図られない可能性があります。しかし、特定の相手でない事業成果が得られない場合や、同じ相手と毎年事業を実施することにより、前年度の反省事項を翌年度に生かすことができるといったメリットがあることから、市民ニーズに応え、事業の目的を達成できるのであれば、特定の協働相手と協働で事業を続けても問題はありません。

Q30 「市の担当者が変わっても関係性を維持するためには、どうしたらいいですか？」

A30 「メイン担当とサブ担当の職員を配置し、情報共有をしましょう。」

市の担当者の異動が事業に影響を与えてはいけません。そのため、事業実施の際はメイン担当とサブ担当の職員を配置し、係や課内で情報共有をするなど、複数の職員が事業に関わり、持続可能な事業実施体制をとるようにしましょう。

協働の関係しない部署はないことから、「職員一人ひとりが協働を推進していくためのプロデューサー」という意識を持ち、市の理由で一方向的に協働の流れを断ち切らないようにしましょう。

Q31 「より優れた協働相手が現れた場合、どのように変更すればいいですか？」

A31 「変更する根拠を明確にし、十分な協議を経てお互いに納得の上、変更しましょう。」

まずは、今まで一緒に事業を行ってきた協働相手と協働することによるメリット・デメリットを考えた上で、新しい相手と協働するメリット・デメリットと比較し、変更する・しないの根拠を明確にしましょう。

安易に協働相手を変更すると、それまで築いてきた信頼関係や今後の関係に影響が出てくる可能性もあるため、現在の協働相手との間で話し合いの機会を設け、共に解決していくことが大切ですが、よく検討をした上で現在の協働相手では目的の達成や十分な効果が得られないと判断した場合は、相手と十分な協議を行い、お互いに納得した上で変更に向けた手続を進めていきましょう。

Q32 「既存の協働事業に加わりたい協働相手がいたら、どのように対処すればいいですか？」

A32 「目的を共有し、相乗効果を生むことができると想定される場合は、事業に加わってもらうための手続を進めましょう。」

協働事業は複数の主体と行うことができます。そのため、加わりたい協働相手がいたら、まずはその相手と目的を共有することができるかについて、現在の協働相手とともに考え、検討してみましょう。その上で、新たに協働相手が加わることにより更なる相乗効果を生むことができると双方が判断した場合は、既存事業に加わってもらいましょう。このとき、協働相手が増えたらあらかじめ役割分担表を作成し、それぞれの役割を明確にする必要があります。

Q33 「協働相手の能力をさらに発揮してもらうには？」

A33 「評価・見直しを踏まえ、役割分担等を修正しながら進めましょう。」

まずは事業実施後、評価・見直しを行う際に、気づいたことや改善点、協働事業を実施してはじめて分かったそれぞれの得意・不得意な分野などを伝え合い、必要に応じて役割分担を修正するなど、協働相手にさらに能力を発揮してもらえるようにしましょう。

ただし、協働事業は“一緒につくり上げていくもの”であるため、協働相手のレベルアップだけでなく、市もレベルアップできるよう、相互に成長し合える関係を目指しましょう。

第5章 予算・費用について

Q34 「費用がかかるものは、予算が確定してからでないとはじめられないのですか？」

A34 「事業をはじめするためには、必ずしも予算の確定が先というわけではありません。」

市の費用負担がない場合はすぐに事業をはじめられますが、費用負担がある場合は、通常は予算編成時期から事業の企画・検討を進め、予算が確定してから事業をはじめることとなります。

ただし、費用については、市または協働相手が100%負担する場合や、役割分担をして負担を分ける場合など、事業内容によって異なります。そのため、協働相手との協議の中で市の費用負担はないと決まる場合もあることから、事業をはじめするためには必ずしも予算の確定が先というわけではありません。「予算がないからできない」のではなく、まずは「予算がなくてもできないか」工夫してみましょう。

Q35 「事業に必要な費用はどのように積算し、予算に計上すればいいですか？」

A35 「事業に必要な費用は協働相手と協議しながら積算したのち、役割分担に基づいて、双方の負担額を決めましょう。」

市が新たに協働事業をはじめるときの場合は、事業を企画・検討する中で、必要な費用についてあらかじめ積算しておき、協働相手の決定後、事業に必要な費用について、協働相手を交えてあらかじめ話し合しましょう。

基本的には、謝礼金や消耗品、会場使用料など、事業に直接要するものが費用となりますが、事業内容によっては異なる場合もあります。また、役割分担によっては、市または協働相手のどちらか一方が、費用の一部又は全部を負担する場合があります。

Q36 「協働事業によって得られた利益は、どのように取り扱えばいいですか？」

A36 「事業実施前に、利益の取扱いについて協働相手とあらかじめ協議をしておきましょう。」

協働事業によって生まれた利益は、事業の継続性を確保し、また、事業をより良いものとするために使いましょ。なお、補助金や負担金として費用を支出した場合は、収入と補助金・負担金の合計である事業の実績額が、交付した額を下回る場合、その差額を減額して返金を求める場合があります。

第6章 協働を推進しよう！

◆職員に向けて

Q37 「周囲の職員の意識を向上させるには、どうしたらいいですか？」

A37 「自らが協働について理解した上で、周囲の職員に必要性や効果・メリットを伝えていきましよう。」

協働に関係しない部署はありませんが、業務の性質や職種によって、協働をはじめやすい課とそうでない課があるのが現実です。そのため、まずは「職員一人ひとりが協働を推進していくためのプロデューサー」ということを認識し、協働を他人事としてはなく、自分事として捉える必要があります。

そのためには、まず協働について自らがしっかりと理解した上で、協働の必要性や効果・メリットを周囲の職員に地道に伝えていきましょう。また、周囲の職員が協働に躊躇する原因は、協働について理解が不足していることにより、具体的なイメージができないことなどが考えられるため、他市の先進事例や情報を共有しながら、職場内で意見交換できる場を設けるなど、意識の向上を図りましょう。

なお、市民活動支援課では、職員の協働に対する理解を深めるため、毎年、一般職と管理職を対象とした職員研修を実施していますので、積極的に受講・ご活用ください。

Q38 「職場の理解をどのように得ますか？」

A38 「なぜ協働で実施する必要があるのかについて、具体的に説明しましょう。」

課や係にとってなぜ協働が必要なのか、協働の手法を取り入れて実施することによるメリット・デメリットは何か、そして協働することによる今後の見通しを踏まえながら説明をして、理解を得ることができるように努めましょう。

Q39 「他課と協働で事業を実施したい場合は、どうすればいいですか？」

A39 「協働の必要性やメリット・デメリットを説明し、協働で事業を実施できないか相談しましょう。」

協働推進員や事業担当者が中心となり、協働することの必要性やメリット・デメリットについて説明しながら、協働で事業を実施できないか相談しましょう。そのとき、市と市民間だけではなく、庁内で協働事業を実施する際も win-win の関係になれるよう、ともに事業を実施する中で得られる相乗効果を意識することが必要です。

なお、どの課に相談すればいいかわからない場合は、市民活動支援課にご相談ください。

◆全体に向けて

Q40 「協働の必要性を、市民にどのようにアピールすればいいですか？」

A40 「職員自らが協働の必要性を理解した上で、市民に積極的に伝えていきましょう。」

まずは、職員自らが協働の必要性やメリット・効果を理解した上で、協働事業を実施することが必要です。その上で、広報ふちゅうやホームページ、普段関わりのある市民や団体とのコミュニケーション等を通して、協働事業に関する具体的な情報を提供していく中で、協働の必要性について積極的に伝えていきましょう。

なお、モデルとなる事業を実施して実績をつくることも、効果が目に見えることから有効であると考えられます。

Q41 「市民に負担を感じさせず、達成感ややりがいを感じてもらうにはどうすればいいですか？」

A41 「適切な役割分担ができているか、そして win-win の関係を築けているかどうか意識しながら事業を進めましょう。」

自分が協働によるまちづくりを進めているという意識と責任感を持ってもらうため、協働事業を進める当初から、市民の意見を反映できる仕組みをつくり、市民により一層主体的に関わってもらえるようにしましょう。また、事業の成果を報告・発表できる場を設けるとともに、成果を目に見える形にし、広く紹介していくなど、できるだけ成果が見えやすい仕組みの中で、感謝の気持ちを伝えていくのが良いのではないのでしょうか。



Q42 「協働全般に関する疑問などについて、庁内で相談できる窓口はどこですか？」

A42 「各課の協働推進員または市民活動支援課に、お気軽にご相談ください。」

前提知識となる協働の定義や考え方などについては、「府中市市民協働の推進に関する基本方針」を、そして実際に事業を実施するに当たっての手順については、「職員のための協働Q&A」をご覧ください。そのほか、疑問などがあれば、各課の協働推進員または市民活動支援課に、お気軽にご相談ください。

Q&A作成メンバー

平成26年12月現在

政 策 課	石 高 山	渡 野 口	通 真 直	曉 也 起
広 報 課	大 織 松	南 田 下	尚 康 哲	也 起 也 平 也
財 産 活 用 課	来 桑 西	島 原 井	健 大 洋	太 慶 平 博 雄 史 樹 翔 弘 平 弥 理 央 一 祐 史 希 子 幸 龍 輝 篤 典 晋 樹 一 奈 奈 裕
建 築 施 設 課	宇 尾 小 鷹 上 小 佐 容 高 上 沖 縄 小 野 寺 奥 加 大 原 浅 正 内 林 島 一 加 齋	野 崎 暮 野 地 川 藤 貝 橋 家 山 稚 大 雄 藤 塚 田 野 木 野 山 戸 納 藤	真 尚 康 哲 健 大 洋 真 伸 淳 直 泰 洋 和 惠 華 雄 大 雄 泰 勇 辰 一 太 若 佳 雅	太 慶 平 博 雄 史 樹 翔 弘 平 弥 理 央 一 祐 史 希 子 幸 龍 輝 篤 典 晋 樹 一 奈 奈 裕
契 約 課				
防 災 危 機 管 理 課				
総 合 窓 口 課				
市 民 税 課				
市 民 税 課				
住 宅 勤 労 課				
地 域 安 全 対 策 課				
ご み 減 量 推 進 課				
市 民 活 動 支 援 課				
市 民 活 動 支 援 課				
市 民 活 動 支 援 課				
市 民 活 動 支 援 課				
市 民 活 動 支 援 課				
文 化 振 興 課				
地 域 福 祉 推 進 課				
生 活 援 護 課				
高 齢 者 支 援 課				
障 害 者 福 祉 課				
健 康 推 進 課				
子 育 ち 支 援 課				
保 育 支 援 課				
児 童 青 少 年 課				
管 理 課				
管 理 課				
地 区 整 備 課				
事 業 部 庶 務 課				
事 業 部 業 務 課				
出 納 課				
総 務 課				
監 査 事 務 局				

